

# 大塚産業クリエイティブ株式会社

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が就業を継続し、労働者すべてが活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次のよう  
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日 ~ 令和8年 3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：フルタイム労働者の平均所定外労働時間を毎月5時間以内とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 毎月の所定外労働時間の見える化
- 令和6年9月～ 年間を通じた業務内容からの改善検討
- 令和7年4月～ 時間外勤務の月末予測が多い労働者に対する働きかけ

目標2：年次有給休暇の取得率を60%以上とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 部門ごとに取得目標を設定し、周知をする
- 令和6年9月～ 上長から取得を促すなど取得しやすい職場環境に努める
- 令和7年4月～ 年間を通じて取得計画の策定

目標3：テレワーク利用促進のため、すべてのデスクワーク従業員がテレワークを  
年1回以上利用する。

<取り組み>

- 令和6年 4月～ 利用環境の確認および整備と労働者への情報提供
- 令和6年10月～ テレワーク業務による成果と効果測定
- 令和7年 4月～ 利用状況や課題に応じて制度規程の見直しを行う。